

# 敦煌文書に見る未伝論書について

A Study of New Text from Tunhuang Manuscripts

本 多 至 成

一  
敦煌は八世紀の終り（七八一頃）には吐蕃に占領され、その支配を受けることになる。そして唐の大中二年（八四八）に土豪の

張議潮が吐蕃人たちを追いつつ、西域周辺は相ついで吐蕃族によって陥落したとよばれる。この時期、西域周辺は相ついで吐蕃族によって陥落したのであり、甘州は永泰二年（七六六）に、瓜州は大暦十一年（七七六）に吐蕃により陥落、北の伊州も寶應年間（七六二―七六三）に陥落している。敦煌<sup>1</sup>にあつては張議潮が吐蕃を制した後、大中五年には唐より帰義軍節度使が任命されて、事実上、吐蕃の支配から脱したのであつた。この吐蕃支配期についての状況は敦煌文書の発見までは『新唐書』吐蕃伝<sup>2</sup>に頼る以外に把握の方法すら見つからないでいた。わが国の敦煌研究の中で比較的不毛の成

果を叩つていた吐蕃支配期の状況に研究の端緒を開いたのは藤枝晃氏の業績と東洋文庫が蒐集を続けたスタイン所収の敦煌文献、その他の写真版やマイクロフィルムの活用にあつた。

藤枝氏は「沙州歸義軍節度使始末」<sup>3</sup>を著わした後、「敦煌の僧尼籍」<sup>4</sup>「敦煌写経の字すがた」<sup>5</sup>、「スタイン敦煌蒐集 絵入り『観音経』冊子―敦煌における木筆の使用」<sup>6</sup>を次々に発表、「The Tunhuang Manuscripts」<sup>7</sup>より「吐蕃支配期の敦煌」<sup>8</sup>に至る論文は八世紀の敦煌の姿を石室文書を駆使して可能な限り再現したものである。吐蕃支配期の文書と漢人支配期の文書とを文書に書かれた紀年の点より抽出区分したり、或いは吐蕃期の官号や役職・官職名の異り、漢尺と蕃尺、蕃斗など度量衡単位、更に筆記具、用紙、筆蹟等を区分の弁別法として研究を続けられたのである。<sup>9</sup>

藤枝氏の研究はわが国の東洋文庫が収集を続けてきた石室文書の写真版またはマイクロフィルムによる実物の検索により得られたものであることは、藤枝氏自身が研究の中で語っておられる<sup>(10)</sup>。私はこれら諸資料と藤枝氏自身が将来されたペリオ蒐集文書の閲覧、書写の機会に恵まれ研究する過程で吐蕃支配期の仏教の特異な展開に気付いたのである。

東洋文庫敦煌文献委員会が発足した昭和三二年以降、わが国の敦煌学の研究は飛躍的に前進した。ジャイルズ氏 (L. Giles) 『Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tun-huang in the British Museum』(1957, London) と王重民氏『敦煌遺書総目索引』(一九六二、商務印書館) との異同、記述の精疎などを子細に検索し、さらにペリオ将来の文献を加えて著わされた金岡照光編『敦煌出土文学文献目録附解説』(昭和四六年、東洋文庫「西域出土漢文献分類目録Ⅳ」) は敦煌研究に新たな視野を提供したが、これは東洋文庫が刊行して来た『西域出土漢文献分類目録初稿 非佛教文献部 古文書類Ⅰ』(一九六四、池田温、菊池英夫編)、『同上、古文書類Ⅱ』(一九六六、土肥義和編)、『敦煌文献分類目録(道教部) 西域出土漢文献目録Ⅲ』(一九六九、吉岡義豊編) に続く研究成果である。

敦煌文書は一部を除いて大半はイギリス、フランスを中心としたヨーロッパの博物館、研究所に所蔵されている。現在、わが国で敦煌文書に接するには多く影印本に依らなければならない。そ

の点でも東洋文庫は最も完備した敦煌影印本のコレクションを所<sup>(11)</sup>有している。これは一九五二年から一九五三年にかけてイギリスに滞在した榎木一雄氏によって、大英博物館所蔵敦煌文献の全マイクロ・フィルムが将来された結果である<sup>(12)</sup>。この他にも東洋文庫には山本達郎氏将来の旧インド省図書館 (Indian Office Library) 所蔵のチベット文を中心とした文献の影印も所蔵されている。

ペリオ関係では王重民氏がパリ国民図書館 (Bibliothèque Nationale) において撮影(一九三四―一九三八)したマイクロ・フィルムが東洋文庫には保管されている。(四リール・四二八点<sup>(13)</sup>)。この他に研究者個人の渡仏による影片が寄贈されて東洋文庫に現存する<sup>(14)</sup>。北京本敦煌文書については東洋文庫は北京図書館との図書交換により全八六リール・七七四九点(この内、三四リールは北京直送で、残り五二リールはケンブリッジ大学からの転送によって得られたという<sup>(15)</sup>)の影印を見ることが出来る。次にオルデンプルグ (C. Ф. Ордерберг) 本はロシアの極東民族研究所に所属しているが、この影印については川口久雄氏の報告のみで東洋文庫に影印の所蔵はないようである。ベルリン所蔵のル・コック文書 (Le Coq) については嶋崎昌氏により一部影印によって将来され東洋文庫にそれらが寄贈されている。

ところで、敦煌文献の研究は敦煌文化圏における民衆の協同体組織のあり方、または当時の寺院と庶民とのあり方などに多くの視点を提供し、さらに敦煌文化圏と長安、吐蕃支配期、帰義軍支

配期にあつての生活様式の変化など西域の仏教都市の姿を次第に明らかにして来ている。

敦煌文書の発見をまつまでもなく、交通の要衝である敦煌は同時に文化の輻湊地としても知られており、西域の南道と北道とに分離した仏教が敦煌で相会し、この地に河西独自の仏教文化圏を形成したのである。西域三六国の言語に精通し、多くの仏典を訳した竺法護は敦煌の生れであり、月氏の血統を受けていたとい<sup>16</sup>し、胡人、鳩摩羅什も後涼の太祖呂光の許に滞在したと伝えられるように、敦煌を中心とした河西一帯は種々の民族が混在していたことは『新唐書』卷二一五、『通鑑』卷二二八、『後漢書』卷五といつた従来からの資料により推量することが出来た。ところが敦煌文書が発見され、研究が進められると、敦煌出土の戸籍にイラン姓が多く見られたり、焉耆より移った龍族が五涼の都市に住んでいた<sup>17</sup>り、唐朝より強制的に砂漠の地から河西の地に移住させられたりした状況が判明することとなつた<sup>18</sup>。そして、この地方が北の沙漠地帯、南の山岳地帯、又、嶺西の地方から諸族の浸潤を受けた人種の寄合世帯であつたことも次第に明らかとなつて来たのである。同時に又、彼らが尊崇した仏教も、中原の仏教とはちがつた形態をそなえたものであつたことが次第に明らかとなつてきた。従来の中原仏教に加えて、チベットの仏教、西域諸族の仏教が敦煌を中心とする河西一帯に集結して、吐蕃支配下でどのような展開を見せていたのかを敦煌文書の中からうかがうことが可

能となつて来た。この小論は敦煌圏で受容されたアビダルマ関係文書を研究に見出した、未伝の一論書について論じるものである。

## 二

『眞實論』とよばれるところの新しい論書の存在が明らかになつたのは、敦煌圏で活躍した法成の研究が進められたことによつてい<sup>19</sup>る。即ち、法成が吐蕃支配期にあつて、敦煌の地で仏教文献を講義し、翻訳、注釈した中に一群の四法経類が敦煌文書の中に見出されるのである。『大乘四法経』の名でよばれる經典は中原にも実又難陀や地婆訶羅などの翻訳したものがあるが、法成はこれら中原訳出のテキストを使用せず、敦煌仏教圏で独自に翻訳した『大乘四法経』（『仏説菩薩修行四法経』ともよばれる。S. 3194, P. 2330, P. 2356, P. 3919, 北京、頁55）を中心に特色ある一連の注釈疏を法成自らつくつてい<sup>20</sup>るのである。それが法成が集成したとされる『大乘四法経論広釈開決記』（『大乘四法経論及広釈開決記』ともよばれる。以下『開決記』と略す）なる一釈疏である。この『開決記』を首題に持つ敦煌文書は七種類のもの存在が確認される。それはスタイン本に二種（S. 216, S. 2817）、ペリオ本に二種（P. 2794, P. 3007）、同じく北京本に二種（北京、官42、結30）、そしてメンシコフによれば一種（M. 144『大乘四法経分門記』と表記される。）の七本で

ある。この七種の中、既に拙稿で述べたように<sup>(20)</sup>メンシコフ目録にある一本は四法経を分科して述べているもので、直接『開決記』に係るものでないと考えられるから、これを除いて考えたと結局、四法経に関する広積開決の記としては六種類が認知されなければならぬこととなる。

これら六種類の法成の注釈疏としての『開決記』の内、P.279の一本は首尾完結した写本である。断巻の多い敦煌文書の中で、マイクロフィルムで三面にわたり首尾ともに完全な『開決記』の存在は敦煌文書の研究に多くの示唆を与えてくれる。しかも選号、尾題も記されてある一本である。選号は

大乘四法経論及広積開決記、大蕃国大徳三蔵法師沙門法成集とあり、尾題には、

癸丑年八月下旬九日、於沙州永康寺集畢記と記される。この紀年は上山氏の考察によれば<sup>(21)</sup>法成の活躍期では最初期に属する。

右のペリオダ集による完本 P.2794 は京都大学の藤枝晃氏が一九六五年フランスより影印版を将来された貴重な一本であるが、先生のご好意により閲読の機会を与えられた。この資料が、以下に論ずる敦煌文献所引の一論書、『眞實論』研究の論緒となったことに対して、藤枝晃先生に甚深い謝意を表わしたく思う。

### 三

敦煌文献中に『眞實論』なる中原仏教未見の一論書がある。このことを最初に明らかにせられたのは上山氏であった。<sup>(22)</sup>それは吐蕃支配後半期の敦煌仏教圏で活躍した法成 (Chos grub) に係る『大乘四法経論及廣釋開決記』(P.2794) の中でこの『眞實論』が二度引用されていたのである。しかし、上山氏はこの法成所引の『眞實論』とは『成實論』のことに他ならないと結論されたためか、従来この論書はほとんど注目されることもなかったのである。<sup>(23)</sup>ところが、敦煌文献を具さに検討していくと『眞實論』を引用する文献が法成以外にも次々と確認されるに至り、その結果、『成實論』と見做れていた『眞實論』とは敦煌仏教圏にもたらされた新しい論書であることが明らかとなった。しかも、この論書を引用する文献は曇曠(七六三〜七七四)を中心に道氤(六六八〜七四〇)、良賁(七一七〜七七七)から澄観(七三七〜八三八)に至る幅広い範囲に及んでおり、その意味では敦煌仏教の形成に新たな視点を与える資料として注目されるべき論書といえることができるであろう。そこで、まづ新資料としての『眞實論』の引文から検討してみよう。

敦煌文献を中心に整理して、これまで明らかとなった『眞實論』の論文を先づここに引用してみたい。

(一) 若眞實論説為五義一曰涌泉二稱繩墨三名結鬘四謂出生五号顯示

(法集成『大乘四法經論及廣釋開決記』P.2794)

(二)眞實論云三寶最古詳。故我經初說。一仏為仏寶我聞阿難及苾芻菩薩名為僧寶。如是一時舍衛國等所說時處皆為法寶(法集成『大乘四法經論及廣釋開決記』P.2794)

(三)若眞實論。說有五義。一曰誦泉。二稱繩墨。三名結鬘。四謂出生。五號顯示(曇曠撰『金剛般若經旨贊』卷上S.2744, S.2782大正新脩大藏經(T.と略)T.85・69・a)

(四)眞實論云。三寶最古祥故。我經初說佛為佛寶。我聞阿難及比丘衆名為僧寶。如是一時舍衛國等。所說時處。皆為法寶(曇曠撰『金剛般若經旨贊』卷上S.2744, S.2782, T.85・69・c)

(五)眞實論云。大師十號經初何故不列餘九而獨稱佛。有十義故。一覺勝天鼓。二不由他悟。三離二無如。四已過睡眠。五譬如蓮華。六自性無染。七具足三義。一假名佛即六神通。二寂靜佛惑不生故。三眞實佛即是眞如。八具足三德。摩訶般若。解脫。法身。九具三寶性。十自知令他知。佛具十義餘名不爾。故諸經首皆稱佛也。(良賁述『仁王護國般若波羅蜜多經疏』T.33・438・a~b)

(六)又眞實論十義釋覺大般若七義應拾叙之(『金剛般若經疏』P.2330, T.85・150・c)

(七)依眞實論佛具十義所以偏與言十義者。一覺勝天鼓。天鼓有(『維摩經疏』龍谷大学藏敦煌資料)

(八)辨又佛他論第一說。佛亦具十義。謂具一切智一切種乃至故名為佛。又眞諦引眞實論。亦有十義。恐繁不引(澄觀述『大方廣佛華

嚴經疏』卷五卅續八八・四四右下)(傍点筆者附)

右の如く『眞實論』は六論疏に八文が引用されている。この中のP.2330はT.では『金剛般若經疏』という新題を与えているが、これと同一の一本がP.2173, P.2132にあり、こちらは首尾破損のない完本であり『御注金剛般若波羅蜜經宣演』「勅隨寫講論沙門道氣集」と明記されているのでP.2330は窺基系唯識の色彩の強い道氣の集成であることを確認しておきたい。蓋し、P.2330で『眞實論』を引用している論文はこのP.2173を収めているT.85では「又成實論十義釋覺大般若七義應檢叙之」と記されている。このP.2173は筆者未見のため原本との照合が俟たれる。

さて、上山氏がこの『眞實論』に注目しながらも、これを『成實論』と見られたのは法成のP.2794の中で『眞實論』の文として引かれている(二)の文が『成實論』巻一の文と一部一致するところより「弟子たちは成實論の「成」の字が師の法成の諱であるため弟子たちはそれをさけて『眞實論』と呼びかえて筆写した」というのである。既に拙稿で述べたように(2)P.2794の『眞實論』の文を『成實論』の論文と対照するとP.2794は『成實論』にある「應」「禮」「以」の三字を欠く。更に『眞實論』の本文は『成實論』の文の如く短いものではなく(二)の全文をもって『眞實論』論文と見做すべきである。又、『成實論』に見られるはずの(一)のsutra「經」の積文も『成實論』の現流布本には見出せない。近

時、敦煌文献の中の仏教綱要書の検討が加えられる中で、『成實論』の引文の同異が多少なりとも明らかにされて来たことは『眞實論』と『成實論』との係りを考える上で意義あることではあるが、今は法成集成の P. 2794 に引用する『眞實論』をそのまま『成實論』とする考え方には躊躇せざるをえない。この点を更に考究してみると、更に注目すべき問題がある。唯識系の論師で敦煌仏教に深い係りを持つ曇曠の『金剛般若經旨贊』巻上に法成文献に見られる『眞實論』の二文がそのまま依用されていたのである。

実は法成の P. 2794 の証信序に相当する箇所全一二四行は曇曠の『金剛般若經旨贊』からの転用によって構成されていることが明らかとなった。そうすれば『眞實論』なる論書は法成以前に曇曠において既に問題となる論書であらねばならない。次にこの曇曠と同じく唯識の学匠であった道氣は P. 2330 において『眞實論』を引くのである。その引文は法成、曇曠の内容とは異っており、「仏有十号」に関する文で、仏の十号を出してこれを大般若の七義で述べようとするのである。更にこの仏の十号を「大師十号」として『眞實論』を引用するのが良賁の『仁王護國般若波羅蜜多經疏』である。彼の良賁は曇曠と道氣の影響を強く受けた人物として知られるところである。これら『眞實論』依用の状況からしても、敦煌仏教圏で活躍した曇曠なる人物が法相西明寺系の学問を自ら深めつつ、当時法相の碩学であった道氣、良賁といった人々と相互に係り合う立場を持つ中で、『眞實論』が依用されていた

ことを類推するのである。龍谷大学蔵の敦煌資料に見る『眞實論』は注疏者不詳の『維摩經疏』断片に引用されている。この内容も又、仏の十号に係るものであるから、道氣、曇曠、法成か、その延長線上の人物に係る經疏と見做されよう。

以上の『眞實論』の引文はその内容面から見ると「三宝義」「經五義」「仏十義」「大師十号」のいずれもが玄談に係って教判論に結びつく内容を持つことに留意したい。玄談の形式や教判は自らの学派の発達過程とその系譜を明らかにする。敦煌仏教は中原と西域の煩瑣な教判論を傍に見て、それらの長所をもって自家薬籠中のものとしている。法成がなした大乘三宗判が曇曠の三宗判、法藏の五教十宗判、澄観の十宗判に連絡を持つものであることは既に述べておいたが、今度、華嚴の澄観と浄源の著わした『大方廣仏華嚴經疏』に『眞實論』の引用を見たことは敦煌圏の仏教と中原仏教の教義上の交わりが、これまで以上の親しさの中で進められたことを示しているといえよう。

#### 四

ところで敦煌と中原の両仏教圏で依用されたこの『眞實論』とは如何なる論書で、誰によって著わされたものであろうか。資料面での不備は如何ともしがたいが、先づ、曇曠の S. 2744 には「經五義」を引いた後に「若准此方 經者常也 法也 逕也」と記さ

れる。これは曇曠の生活圏では『眞實論』の説は取らず「經三義」を正説とするというのである。『眞實論』は敦煌以外の地で著わされたことを示している。敦煌仏典中、この「經五義」と「經三義」を説くものには道液の『淨名經關中釋抄』S.2584がある。

ところが、この『眞實論』の「經五義」と同説のものがアビダルマの後期論書である『雜阿毘曇心論』卷八の中にある。この論書は『俱舍論』の基をなしたともいわれている。次に澄観の『大方廣佛華嚴經疏』卷五では眞諦三藏（四九九～五六九）が『眞實論』に説かれる「仏十号」の義を引用しているというのである。<sup>29</sup>『眞

成  
至  
多  
本

實論』が眞諦によって注目されている。眞諦は中国撰論宗の祖であり、世親の『俱舍論』を初訳している。近年問題とされている世親の伝記『婆須槃豆法師傳』の著者でもある。この世親伝の中に世親に『七十眞實論』という外道破斥を目的とした論書があったと記している。この『七十眞實論』は又、敦煌とチベットとの

係りで注目されている Kanalasīla の 'Tattvasaṅgraha' 註疏の中で 'Kośa-paramārtha saptaikāḍisa' と引用されている。これらの論書は未伝の論書とされ、その概要すら確かなことは判明していない。更に中原の釈經論目録に収録されることもなく、中原仏教の諸師によって釈疏に引用されている世親の著述が見える。『俱舍論記』卷四に「世親論主は勝義諦論を造る」といい『大唐西域記』卷四に「世親菩薩、昔勝義諦論を製す」という。<sup>31</sup>『四分律疏飾宗義記』卷七末には「世親菩薩、勝義七十論を造りて広く彼の

宗を破す」という。<sup>32</sup>これら中原諸師の諸文をして、単なる口授伝承の虚構と見做すか、又は敦煌仏教成立の特殊性を考慮に入れて世親に帰せられたこれら未渡論書といわれるものの流入の可能性を認めるかの分岐点に立つ時、これまで述べ来た『眞實論』の存在は貴重な資料を提示しているといわねばならない。

## 五

以上、敦煌仏典に引用された『眞實論』を中心に中原仏教との係りを論述してきた。歴大な敦煌資料の中に僅少の引文を見出し『眞實論』の内容、著者、更にその背景を考察することは容易なことではない。しかし、その数少い資料の中にも『眞實論』の外郭を彷彿とさせてくれる論文のあることによって、次のような結論を導き得た。

- 一、『眞實論』は『成實論』とは異なる一論であり、それは従来の大藏経伝播とは異った経緯を経て敦煌、中原の地へ伝えられた可能性を持つ。
- 二、『眞實論』に係る人物としては法成、曇曠、道氣、良賁、澄観など幅広い範囲に及んでおり、敦煌と中原を結ぶ教義の受容、僧侶の異動などを窺う上で貴重な資料である。
- 三、『眞實論』の論文として六論疏八文が確認された。
- 四、『眞實論』なる論書は曇曠の生活圏外から何らかの形で将来

された一論とも推察出来、この論が世親の著述に係り、アビダルマ的色彩を多分に含んでいたであろうことの推測が可能となった。

ところで、本研究の出発点はペリオ蒐集の P. 2794 に示される法成の引用経論の検討の過程にあった。ここには吐蕃支配後半期の A. D. 830—860 ころ敦煌を中心に活躍した法成の仏教学への係りと、中原仏教との交際が示される。特に吐蕃支配前期に活躍した曇曠との交際は看過することは出来ない。既に芳村修基氏が指摘されるように法成の他の文献にも、道氐の『御注金剛般若経宣演』や曇曠の『大乘百法明門論開宗義記』の影響が見られる<sup>33</sup>。カマラシーラの著 'Arya-Saistanbaktika' の影響と共に吐蕃の翻訳者であったエセイデの著『見差別』の係りも上山氏によって指摘されている<sup>34</sup>。

このような点が明らかにされてくると、吐蕃と中原という二つの系統の仏教を継承した法成が敦煌の地で形成した独自の仏教の目的は何か、また法成の背後にどのような吐蕃勢力が働いていたのか、われわれにとつての当面の関心事となつてくるのである。吐蕃が敦煌一帯を占領していた時期の情況は敦煌出土文献によって明らかにする以外に方法はない。ところが、敦煌出土文献のうち漢文文献は四世紀から十世紀にわたり記されおり吐蕃占領時代の弁別には困難な作業を必要とする。しかしながら近時は共同研究の成果として、筆蹟、紙質、筆材<sup>35</sup>から文書に打たれた朱点や

花形の意図などに至るまで子細な検討が加えられる至つて、吐蕃が支配した約七十年間の敦煌の特殊な状況が解明されつつあるから、法成がどのような事情の下で蕃漢の仏教を受容して行ったものか、『眞實論』なる論書がどのような経過を沿つて敦煌仏教文獻に取り上げられたのか解明される日も近いものと思われる。

本稿は法成文獻に係つて引用される『眞實論』なる一論書の、現在までに確認し得た引用諸注釈の原文を整理しておくこと、さらにはこれまで諸々で散説して来た『眞實論』に関する研究のまとめをしておくという二つの目的をもつて執筆したものである。残された課題については今後の敦煌を中心とする蕃漢仏教の交渉研究の成果をまちたい。

註

- (1) 北の伊州の陥落は寶應年中(七六二—七六三)であるとされる。藤枝晃「沙州歸義軍節度始末(一)」(『東方学報』の第十二册九五頁註参照)
- (2) 『新唐書』二二六下、「吐蕃伝」
- (3) 「沙州歸義軍節度使始末」(『東方学報』第十二册—十三册、一九四—一九四三)
- (4) 「敦煌の僧尼籍」(『東方学報』第二十九册、一九五九)
- (5) 「敦煌写経の字すがた」(『墨美』九十七、一九六〇)
- (6) 「スタイン敦煌蒐集 絵入り『観音経』册子—敦煌における木筆



- の使用―』(『墨美』一七七、一九六八)
- (7) 『The Tunhuang Manuscripts』I-II (『ZINBVN』9-10 (1968-1969))
- (8) 「吐蕃支配期の敦煌」(『東方学報』第三十一册、一九六一)
- (9) 藤枝晃「吐蕃支配期の敦煌」二〇五頁以下で「附 吐蕃期漢文書の辨別法」の項を設けて、日付、吐蕃人名、官号制度、漢蕃別記、度量衡単位、漢人個有名詞、ペン書き、用紙、筆蹟など九項目からの視点を提示する。
- (10) 藤枝晃「吐蕃支配期の敦煌」二〇二頁以下。
- (11) 東洋文庫の敦煌影印本に関しては金岡照光編『敦煌出土文学文献分類目録附解説―スタイン本・ペリオ本―』(東洋文庫・敦煌文献研究委員会刊行、一九七二)一六七頁以下を参照した。
- (12) スタイン本の将来については榎一雄氏の「敦煌文書撮影の思い出」、『スタイン卿将来敦煌文献の写真複製』(『文献』No.1. 一九五五)を参照のこと。
- (13) 金岡照光編「先掲書」一七〇頁によれば、影印の鮮明度は余りよくないという。
- (14) 藤枝晃・井ノ口泰淳・池田温・石塚晴通各氏の寄贈、分与のものがあるという。金岡照光編「先掲書」一七〇頁。
- (15) 金岡照光編「先掲書」一七一頁以下では東洋文庫所蔵の北京版影印の焼付複製本は東京大学文学部や東北大学文学部などに譲渡されているという。
- (16) 竺法護・支法護ともいい西晋時代を代表する翻訳僧で多く胡語経典を将らしたという。
- (17) 鳩摩羅什・前秦の建元一八年(三八二)に苻堅が呂光に命じて涼、茲および焉者を討ったとき、呂光は羅什を龜茲王女と結婚させて涼州につれ来ったという。
- (18) 藤枝晃「沙州歸義義軍節度使始末」(一)六二頁以下。
- (19) 一連の四法経関係の敦煌文書については拙稿「敦煌本アビダルマ文献の研究―I―」(『相愛女子大学・相愛女子短期大学研究論集』第二九卷、昭和五七年)、拙稿「敦煌本四法経論広積のアビダルマの性格」(『日本印度学仏教学研究』二二ノ一、一九七三)を参照のこと。
- (20) 拙稿「敦煌本四法経論積一異本の系譜―メンシコフ『ニ』番―」(『日本印度学仏教学研究』二二ノ二、一九七五)
- (21) 上山大峻「大蕃國大徳三藏法師沙門法成の研究(下)」一三五頁以下(『東方学報』第三十九册、一九六六)
- (22) 上山大峻「大蕃國大徳三藏法師沙門法成の研究(上)」一九一頁以下(『東方学報』第三十八册、一九六七)
- (23) 上山氏は先掲書「大蕃國大徳三藏法師沙門法成の研究(下)」一九一頁において「右の文は明らかに『成実論』巻一末と符節を合するもので『真実論』ではなく『成実論』である。」と説かれている。
- (24) 拙稿「敦煌本アビダルマ文献の研究―I―」二八頁
- (25) 平井有慶「敦煌本・仏教綱要書の研究」一頁。(『大正大学総合仏教研究所年報』、『中国関係論説資料』二二・三二五頁所収、一九七九)
- (26) 曇曠については上山大峻氏が「曇曠と敦煌の仏教学」(『東方学報』第三十五册、一九六四)を著わされた。上山氏はさらに「曇曠の生涯は七八〇年頃まであり、法成は八六〇年頃まで生きているので、法成が直接曇曠に師事することはできなかったと思われる。」と述べ(『大蕃國大徳三藏法師沙門法成の研究(下)』二二二頁の脚註参照)、中間に曇曠の学問を伝達する学僧を想定している。この中間的人物

として、中原では重宝されなかった西明系の圓測や文軌を挙げ、このような人による書が敦煌に多く残されていると述べている。(前掲書「大蕃國大徳三藏法師沙門法成の研究(下)」註九八の一二〇頁以下参照)

- (27) 拙稿「敦煌本四法経論釈一異本の系譜」二八八頁(『日本印度学仏教学研究』二三ノ二、一九七五)
- (28) 『雜阿毘曇心論』八『大正二八、九三一、c』
- (29) 『大方広仏華嚴経疏』五(大正三、五〇三、a)
- (30) 『俱舍論記』四(大正四一、七一、c)
- (31) 『大唐西域記』四(大正五一、八八九、a)
- (32) 『四分律疏飾宗義記』七末(中續一、六六、二二三、左b)
- (33) 芳村修基「カマラシーラ造稻干経釈法成釈の推定」(『日本印度学仏教学研究』四ノ一、一九五六)
- (34) 上山大峻「大蕃國大徳三藏法師沙門法成の研究(下)」二一九頁
- (35) 藤枝晃「吐蕃支配期の敦煌」二〇六頁以下。